年　　月　　日

北海道電力ネットワーク株式会社　殿

|  |  |
| --- | --- |
| 住 　　所 |  |
| 会　社　名 |  |
| 代表者氏名 | 印 |

充電制御装置の設置を前提とした接続供給契約申込について【同意書】

下記１.の需要設備（以下、「系統用蓄電池」という。）について、貴社の下記接続条件（順潮流側に系統混雑が生じる場合に、系統からの充電を抑制することを前提とした以下「２.接続供給契約申込における充電制御装置の設置を前提とした接続条件」）を承諾のうえ、接続供給契約の申込を行います。

記

１．電気の使用場所（需要場所住所）・蓄電所名

　　　需要場所住所：

蓄電所名：

最大供給電力：○○kW

２．接続供給契約申込における充電制御装置の設置を前提とした接続条件

① 順潮流側の系統混雑時は、貴社の求めに応じて、充電制御装置による充電抑制を行うこと。

② 充電制御装置の親局、子局および通信回線の故障時および停止作業時は、系統用蓄電池の充電を停止すること。

③ 将来の需要増加等により供給地点から上位の貴社ネットワーク設備（配電用変圧器および配電設備は除く）に順潮流側系統混雑が新たに発生することが予見され、当該混雑設備の親局の追加設置が必要となった場合、上記需要場所住所と同一地点の発電量調整供給契約において、充電制御装置の親局、子局および通信回線の追加設置に係る対応をすること。

④ 貴社の承諾がなければ、本同意書に基づく接続供給契約の変更ができないこと。

⑤ 国等で議論されている系統用蓄電池の接続に係る方策の決定前に本同意書に基づく接続供給契約を締結することにより、事後的に契約条件、託送供給等約款、運用ルール等が変更となり、不利益が生じる場合があるが、その際の不利益を受容し、貴社とのいかなる契約変更等にも応じること。

⑥ 本同意書に基づく接続供給契約申込について、上記需要場所住所と同一地点の発電量調整供給契約申込における「充電制御装置の設置を前提とした発電量調整供給契約申込について【同意書】」の提出が貴社受付の条件となること。

⑦ 上記①～⑥により弊社および需要者に生じた損害について、貴社に対して一切の責任および損害賠償を求めないこと。

⑧ 上記需要場所住所と同一地点において「充電制御装置の設置を前提とした発電量調整供給契約申込について【同意書】」に基づく発電量調整供給契約が締結されることにより、弊社もしくは需要者、または、当該発電量調整供給契約の発電契約者もしくは発電者に生じた損害について、貴社に対して一切の責任および損害賠償を求めないこと。

⑨ 本接続条件に反することにより、接続供給の停止、または、接続供給契約の解除がされても貴社に対して異議を申し立てないこと。

⑩ 本接続条件について需要者の承諾を得ていること。また、貴社が求める場合は承諾を得ていることを証明する文書を提出すること。

以 上